

0歳から2歳までの 児童発達支援等の利用者負担を無償化します

就学前の障害児を支援するため、下記のサービスについて、
全ての0～2歳の利用者負担を無償化します。

対象となるサービス

- ・ 児童発達支援
- ・ 医療型児童発達支援
- ・ 居宅訪問型児童発達支援
- ・ 保育所等訪問支援

対象となる児童

上記サービスを利用する0歳～2歳の児童

※年度の途中で満3歳に達する児童で、満3歳に達する日以後の
最初の3月31日までの間にある児童を含みます。

無償化の概要

- 児童発達支援事業等を利用した場合、受給者証に記載の負担上限月額を上限として、利用日数等に応じた利用者負担額（1割部分）を事業所に支払う必要があります。
- 本制度はその利用者負担額を給付等することにより実質的に利用者負担額を0円（無償化）とする制度です。
- 各区市町村により申請先が異なります。下記区市にお住まいの方は、東京都ホームページにおいて手続方法をご確認の上、お住まいの自治体にお問い合わせください。

（申請先一覧）<https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/shougai/nichijo/syougaiizi/musyoukakusityouson>



千代田区、中央区、港区、新宿区、文京区、台東区、墨田区、江東区、品川区、目黒区、大田区、世田谷区、渋谷区、中野区、杉並区、豊島区、北区、荒川区、板橋区、練馬区、足立区、葛飾区、江戸川区、八王子市、調布市、小平市、日野市（※1）、狛江市、多摩市（※2）

※1 日野市は2025年10月1日から無償化します。9月利用分は東京都において無償化しますので、裏面をご覧ください。

※2 多摩市は市議会で関係予算が成立した場合に、市において無償化を行います。

（2025年9月時点）

上記以外の区市町村は、東京都からの給付により無償化しています。
事前に申請が必要となりますので、裏面をご覧ください。

※ 国制度により、3歳～5歳の児童の利用者負担は既に無償化されています。

※ 利用者負担以外の費用（食費等の現在実費で負担しているもの）は引き続きお支払いいただくことになります。

東京都からの給付となる自治体にお住まいの方

本制度は、利用者負担額を事業所にお支払いいただいた後、その利用者負担額を東京都から給付する（実質的に利用者負担額が0円になる）制度です。給付までの流れは、以下のとおりです。

給付までの流れ

1 事前申請

WEB 受付フォームまたは郵送にて東京都に申請してください。

※既に第2子無償化（児童発達支援事業所等利用多子負担軽減給付金）の支給決定を受けている方は、再度の申請は不要です。

※ただし、都内の他区市町村へ転居した場合は、再度新規申請をお願いします。

※ご不明な点がございましたら、下記コールセンターまでお問い合わせください。

(WEB 受付フォーム)

<https://logoform.jp/form/tmgform/592054>



2 申請内容を確認後、東京都から給付決定通知書を郵送します。

3 東京都からお支払いに関するご案内を郵送いたします。
(四半期ごとに郵送)

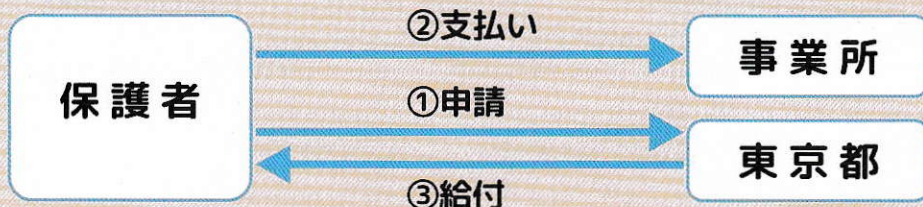
4 3で送付するご案内の記載内容をご確認の上、WEB または郵送にて必要書類をご提出ください。

5 ご指定の口座に給付額をお支払い（振込）いたします。
支払完了後は、東京都から支払通知書を送付いたします。

※2回目以降の給付の際は、①～②の手順は省略となります。



給付の申請は、利用開始月の月末までに実施していただくようお願いいたします。



制度の詳細は東京都ホームページをご覧ください。

(東京都ホームページ)

<https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/shougai/nichijo/syougai/daishimushouka>



お問合せ先

児童発達支援事業無償化コールセンター

TEL : **0120-612-898**

受付時間

平日9時00分～17時00分